

令和7年6月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和7年6月10日（火） 13時30分より
場 所 松野町役場2階 議場兼大会議室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：11名 欠席：2名

3. 農業委員出席者氏名 ※役職、議席番号は議事にて決定。

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田 和宏	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	豊岡後	森口 泰	出席
	4	目 黒	河野 和平	出席
	5	松 丸	山口 賢三	欠席
	6	—	松比良八重子	出席
	7	—	山崎 匡	出席
	8	豊岡前	毛利 彰男	出席
	9	延野々	綱崎 幸紀	欠席
	10	吉 野	太田 善英	出席
	11	奥野川	西村 正人	出席
	12	富 岡	加賀田幸二	出席
	13	蕨 生	岡本 仁志	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小西荘二郎	出席
	竹岡 靖	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	滝本 音次	出席
	金谷 恒夫	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長	中井 和彦
農業委員会事務局次長	藤簀 享史
農業委員会事務局主査	音地 絢太

4. 議長選出他

議長	村田 和宏
会議録署名委員	河野 和平
	松比良八重子

会議書記	音地 絢太
------	-------

5. 閉会の日時

令和7年6月10日（火）	14時20分
--------------	--------

6. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
議案第3号	農地法施行規則第29条第1号の規定による申出に対する意見決定について

7. 会議の概要

中井事務局長	定例の農用委員会のほうを始めさせていただきたいと思います。開会にあたりまして村田会長よりご挨拶をお願いします。
村田会長	みなさんこんにちは。梅雨に入りまして雨もずっと続くみたいです。週間予報見ますと、まだ一週間ほど雨で仕事のほうもちょっとできんかなという気がするんですけど、ずんずんと仕事のほうがたまっていくだけじゃないかと考えております。いろいろと6月7月は忙しい時期になりますけど、気を付けていただいていろんなことをやっていただいたらと思います。

あいさつはこのへんで終わりたいと思います。

中井事務局長

ありがとうございました、それでは議長選出になるわけですが、議長につきましてはこれまでの慣例どおり会長さんに務めていただくということでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

中井事務局長

ありがとうございます。ではお願いします。

村田会長

それでは進めたいと思います。まず議事録署名委員なんですけど、4番の河野委員さん、6番の松比良委員さんをお願いをいたします。

4番の報告事項に入りたいと思います。

事務局のほうでありましたら。

音地主査

その他でまとめてでお願いします。

村田会長

委員のほうからで報告事項ありましたら。

ないようですので、さっそく議事のほうに入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局のほうで説明をお願いします。

音地主査

本日山口委員さんが欠席ということになりますので、山口委員に代わってご説明をさせていただきます。

資料4ページ目をご覧ください。農地法3条の規定による許可申請

についてでございます。

番号2番、申請地松丸〇〇〇番、地目は畑で面積が8.66㎡となっております。契約内容につきましては所有権移転となっております。図につきましては資料5ページ目をご覧ください。

続きまして申請者、譲受人でございます。千葉県松戸市新松戸〇〇〇番地、〇〇〇さん年齢〇歳でございます。

譲渡人、北宇和郡松野町大字松丸〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳となっております。

譲受人の営農状況等の詳細についてになります。作付予定作物は野菜、所有大農機具はなしとなっております。農作業に従事する者ということで、本人が30日、世帯員ということで母が150日となっております。

周辺地域との関係になりますが、現状どおり利用することとして支障なし。それから周辺農家と協力して用水路等の管理に務めますとのこと。

農地の利用状況になりますが、農地の面積が1,490㎡、うち田が645㎡、畑が845㎡となっております。昨日、山口委員さんと現地のほうを確認しまして、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを確認しております。

以上説明を終わります。

村田会長

事務局のほうでの説明になりましたけど、どなたか質問等ございませんでしょうか。

太田委員

〇〇〇さんは千葉県内やけど管理はどうされるんやろか。

音地主査

母のほうが松丸のほうにおられますので、基本的にはお母様のほうが、管理をされるということで、今回取得というかたちになっております。ご本人さんなんですけれども、実際会社員ということで、仕事勤められておられる関係で、なかなかこっちの方には帰ってこれないということがあるんですけれども、一応30日程度は年間帰ってこられるということで伺っておりまして、今回は世帯員としての取得というかたちで、申請が上がってきているという状況になります。以上です。

村田会長

ほかないですか、ないようでしたら、申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。

続きまして3番の申請地目黒なんですけど、目黒の河野委員さんよろしくをお願いします。

河野委員

資料6ページをお開きください。農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

受付番号3番、申請地大字目黒〇〇〇番、地目は田、面積2,508㎡、〇〇〇番田24㎡、〇〇〇番畑1,338㎡、〇〇〇番田1,076㎡、〇〇〇番畑128㎡、〇〇〇番田2,395㎡、所有権移転です。図は7ページをご参照ください。

申請者、譲受人、松野町大字目黒〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳、譲渡人松野町大字目黒〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳、譲受人の営農状況等の詳細は、作付予定作物が水稻、野菜です。所有大農機具がトラクター

とコンバイン、農作業に従事する者、年間農業従事日数、本人が150日、世帯員50日です。周辺地域との関係、現状どおり利用することとし、支障なし。周辺農家と協力して用水路の管理に努めます。

農地法第3条第2項の第1号から第6号までの各要件にすべて該当しないことを確認しましたので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします、以上です。

村田会長

説明が終わりましたが、どなたか質疑等ありませんでしょうか。

山崎委員

この場合は住まわれとるとこの農地と家も買われて住まわれと思うんですけど、農地全部手放したいうかたちなんですか、どっかよそへ出るから処分するということなんですか。

河野委員

松野を出られるそうです。

山崎委員

そうなんですか。

村田会長

目黒で聞いたことのない名字なんですけど、家と農地の誰やったかな元の持ち主。

河野委員

〇〇〇さん、その後〇〇〇さんが沖縄から、そのあと〇〇〇さんが関西のほうから来られた。

村田会長

沖縄の人が松野を出ていきたいということ、〇〇〇さんがその家に住まわれるということやろか。

河野委員

2年ほど前に関西のほうから来られて今家族5人。

村田会長

何かちょっとややこしいようなんですけど、どなたかほか何かありましたら。

ないようですので、荒らさんように作ってもらうということで、許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

申請番号4番、蕨生の岡本委員さんお願いします。

岡本委員

資料8ページを開いてください。

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

受付番号4番、申請地蕨生〇〇〇番、〇〇〇番、地目田畑、面積1,179㎡、266㎡です。所有権移転の申請です。図は9ページをご参照ください。

申請者です。譲受人、北宇和郡松野町大字蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳、譲渡人、北宇和郡松野町大字蕨生〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳です。

譲受人の営農状況等の詳細ですが、作付予定作物はゆずを予定しております。所有大農機具は大型草刈り機です。農作業に従事する者は本人150日、妻150日です。

周辺地域との関係については、同様に畑として利用するため、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

また、農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。とのこと。

農地の利用状況、農地面積が9,210㎡、うち田が4,328㎡、畑が4,882㎡です。

農地法第3条第2項の1条から6号までの各要件にすべて該当しないことを確認しましたので、ご報告いたします。以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

村田会長

説明が終わりましたが、どなたか質疑等ございませんでしょうか。

ないようですけど、申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。続きまして、議案第2号農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定に移りたいと思います。事務局のほうで説明をお願いします。

音地主査

資料11ページ目をご覧ください。まず前もって今回からバンク法に基づく利用権設定となっており、農地の貸し借りとしては、3者での契約となっております。表中には農地中間管理権を設定する者、転貸人として、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構の記載は割愛しておりますが、貸し借りの流れとしましては、貸人から転貸人であるえひめ農林漁業振興機構、それからまた機構から借り人となっておりますので、ご認識いただけたらと思います。

それでは、各案件の説明をさせていただきます。1番、貸人豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、地目はすべて田で、面積が2筆

合計で3,625㎡となっております。5年の使用貸借による契約となっております。図は13ページ目をご覧ください。新規の案件です。

続いて番号2番、貸人松山市平井町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人富岡〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が富岡〇〇〇番、〇〇〇番、地目はすべて田で、面積が2筆合計で4,431㎡となっております。10年の賃貸借による契約となっております。図は14ページ目をご覧ください。新規の案件です。

番号3番貸人目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借り人目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、地目は田で、面積が2,000㎡となっております。5年の使用貸借による契約となっております。図は15ページ目をご覧ください。新規の案件となっております。

続いて番号4番貸人目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、借人目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、地目は田で、面積が2,257㎡となっております。5年9か月の使用貸借による契約となっております。図は16ページ目をご覧ください。新規の案件となっております。

続いて、番号5番貸人宇和島市吉田町立間〇〇〇番地〇〇〇さん、借人吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が吉野〇〇〇番、地目は田で、面積が2,221㎡となっております。10年の賃貸借による契約となっております。図は17ページ目をご覧ください。新規の案件となっております。

続いて、資料12ページ目をご覧ください。番号6番貸人蔵生〇〇〇番地〇〇〇さん、借人四万十市西土佐〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が吉野〇〇〇番、蔵生〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目はすべて田で、面積が7筆合計で7,087㎡となっております。5年の賃貸借による契約となっております。

す。図は18から19ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。以上ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

村田会長

説明が終わりましたが、どなたか質問等ございませんでしょうか。

今回から中間管理機構が中に入るとるんですけど、賃貸借は物納でみんなしよるんやろか、それともお金で機構から入って来るんやろか。

音地主査

今回の賃貸借で上がっている件数が3件になりまして、お金でやり取りされているところがそのうち2件、物納でされているのがその内の1件といった状況になってます。

村田会長

そしたら借りるほうが機構へお金持って機構から、直接やない。

音地主査

そうですね、お金の流れとしましても、機構を挟んだ形でやりとりをなされるという形になってます。

村田会長

物納は直接。

音地主査

そうですね、物納は合意書を別で提出していただくんですけども、それに基づいて機構を挟まずで、今までどおり一対一のやり方で支払いがされるという形になります。

村田会長

ほかないでしょうか。

ないようですので、適正ということでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。

議案第3号農地法施行規則第29条第1項の規定による申出に対する意見決定についてを議題とし、これも事務局ほうで説明をお願いします。

音地主査

資料21ページ目をご覧ください。まず議案第3号の意見決定に先立ちまして、概要説明をさせていただきたいと思います。本来農地を転用する場合には、農地法第4条または5条における転用の申請が必要となっておりますが、面積が200㎡未満の農業用施設を設置する場合は、農地法施行規則第29条第1項の規定に基づきまして、転用の許可が不要となっており、届出でたりることとなっております。今回の案件につきましては、農業用トラックや農業機器の設置スペースの確保ため80㎡を農業用施設用地として活用するものであり、当条文に照らし委員会の意見を決定するものでございますので、ご認識をいただいたらというふうに思います。

それでは案件の説明に移ります。番号1番豊岡〇〇〇番、地目は田で、面積が1,201㎡、施設面積が80㎡、利用状況として一毛作で田として活用している状況でございます。申請者が〇〇〇さんで図は資料22ページ目をご覧くださいと思います。

農業用施設用地に転用しようとする事由の詳細になりますが、先ほども申し上げましたとおり、農業用トラックや農業機器の設置スペースを確保したいとのこと。また隣接地に被害がでないよう土砂流出措置を行い、被害が出た場合は申請人の責により早急に対応するこ

とになります。

説明は以上になります。ご審議いただきますようお願いいたします。

村田会長

説明がありましたけど、どなたか質疑等ありませんでしょうか。
ないようですので、決定でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。以上で議事のほうは、全部終わりたいと思います。

6番のその他に入ります。事務局のほうでお願いいたします。

音地主査

令和7年度松野町農業委員会先進地視察研修について説明。

藤簀事務局次長

ご存じのとおり農業経営基盤促進法の改正に基づきまして、地域計画というものを令和6年度末に策定したところでございます。策定に関しましては農業委員さん推進委員さん始め、各農業関係者の皆様のご尽力によりまして、なんとか策定が出来たところでございます。お礼を申し上げます。

地域計画でございますが、始めてお聞きになる方もいらっしゃるかもしれないと思うんですけれども、10年後の地域農業をどう維持していくか、また発展していくか、それを記した計画が地域計画というものでございます。以前、人・農地プランで計画をしたものがあったと思うんですが、その後継の計画となるものでございます。現在は地域計画に基づいて、運用をはじめているところでございま

して、この地域計画につきましては、定期的または随時見直しが必要となっております。特に農業振興地域の計画内の農用地の除外もしくは編入、用途変更または農地転用の案件が生じた場合には、変更の手続きが必要となっております。その場合、当該地区の農業関係者の皆様と協議の場を設定しまして、意見聴衆を行うこととなっております。内容によっては簡易な方法で意見聴衆を行う。例えば町のホームページ、そういったものを活用して意見聴衆を行う、そういった簡易な方法をとれるものもございますが、場合によっては事後、各種手続きが終わったのちに、計画を変更する。そういった対応も可能な場合もございます。今回の案件につきましては、大規模な案件であること、農業外利用の案件ということがございまして、協議の場を対面協議にて開催をするというふうにさせていただきたくしてございます。

今回は農振除外、用途変更の案件があることから、ご案内のとおり7月14日月曜日の協議の場を開催をさせていただきます、ご多忙の折大変恐縮ではございますがご出席を賜りますようお願い申し上げます。

なお、協議の場終了後定例の農業委員会を開催することといたします。引き続きなり大変ご迷惑をおかけしますが、農業委員会への出席も併せてお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります、よろしくお願いします。

村田会長

ほかないですか、ないようでしたら終わりたいと思います。

矢野副会長

お疲れ様でした。梅雨に入ってしばらくうっとおしい日が続きますのですけれども、私は桃農家なんですけど、今年は桃が結構出来が

いいですね、そんな感じで梅とかも去年ダメだった分、木が栄養を蓄えて、今年はがんばろうかなと考えてるのかなと、いい桃ができるんじゃないかと思いますけど、やっぱり天候に左右されますので、皆さん天候に気を付けて農作業に励んでいただけたと思います。

どうぞよろしくお願い致します。今日はお疲れさまでした。